

当番弁護士が私選弁護人として受任する際の着手金・報酬金の基準
2002年6月1日現在

弁護士会名		
東京	着手金 15 万円	報酬金 30 万円
第一東京	着手金 15 万円	報酬金 30 万円
第二東京	着手金 15 万円	報酬金 30 万円
横浜		
埼玉		
千葉県		
茨城県		
栃木県		
群馬		
静岡県		
山梨県		
長野県		
新潟県		
大阪		
京都		
兵庫県		
奈良		
滋賀		
和歌山		
名古屋		
三重		
岐阜県		
福井		
金沢		
富山県		
広島	着手金 10 万円	報酬金は会の報酬規程を適用する
山口県		
岡山		
鳥取県		
島根県		
福岡県		
佐賀県		
長崎県		
大分県		
熊本県		
鹿児島県		
宮崎県	着手金 10 万円	報酬金 20 万円
沖縄		
仙台		
福島		
山形県		
岩手		
秋田		
青森県		
札幌		
函館		
旭川		
釧路		
香川		
徳島		
高知		
愛媛		

(備考) 金額が記載されているところは、当番弁護士が私選弁護人として受任する際の着手金・報酬金につき一定の基準を設けている弁護士会で、それ以上の金額とする場合は弁護士会の審査等を要する。金額は被疑者段階の受任のもので、起訴後も受任する場合には増額となる。

金額が記載されていない弁護士会は、会の報酬規程が適用される。